

# 福岡都市圏南部環境事業組合公告式条例

〔平成18年5月1日〕  
〔条例第1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、条例、規則等の公布に関し必要な事項について定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、福岡都市圏南部環境事業組合(以下「組合」という。)の事務所の掲示板に掲示して行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入し、管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(組合の機関の定める規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則について準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関が定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行期日)

第6条 管理者又は組合の機関が定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(告示及び公告)

第7条 第4条の規定は管理者の発する告示及び公告に、第5条第2項の規定は組合の機関の発する告示及び公告に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。